

村上市立村上南小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 13 日 策定
平成 31 年 4 月 22 日 改訂
令和 3 年 3 月 12 日 改訂
令和 3 年 10 月 10 日 改訂
令和 4 年 8 月 31 日 改訂
令和 7 年 3 月 28 日 改訂

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

また、本方針に SNS 等による誹謗中傷等を「いじめ類似行為」として位置付け、「当該児童等が当該行為を知ったとき心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」として、いじめと同等に取り扱う。（以下、「いじめ」に含む。）

2 いじめの防止について（未然防止のための取組）

- （１）いじめは、絶対に許されない卑怯な行為である。どの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- （２）学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度、主体的に問題の解決に向かおうとする構え等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- （３）全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、児童の「居場所づくり」を進めるとともに、児童同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を得られるようにする。
- （４）児童がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、児童がいじめに向かわないようにストレスに適切に対応できる力を育む。
- （５）学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- （６）いじめの問題への取組の重要性について家庭に認識を広め、家庭、学校が一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。
- （７）教職員は、自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

【いじめ防止行動計画】

- （１）「村上市立村上南小学校いじめ防止基本方針」の職員共通理解
- （２）友人関係、集団づくり、社会性の育成（道徳、特別活動、縦割り班活動、クラブ活動、学校行事、子どもを語る会、PTA活動、小中連携事業、「生きる」を活用した公開授業）
- （３）授業改善による分かる授業づくり（校内研修の充実、授業公開）
- （４）学習規律、家庭での学習習慣、モラル教育の徹底・定着、毎月の生活目標
- （５）ほっとコミュニケーション集会（小中連携事業）

3 早期発見について（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て）

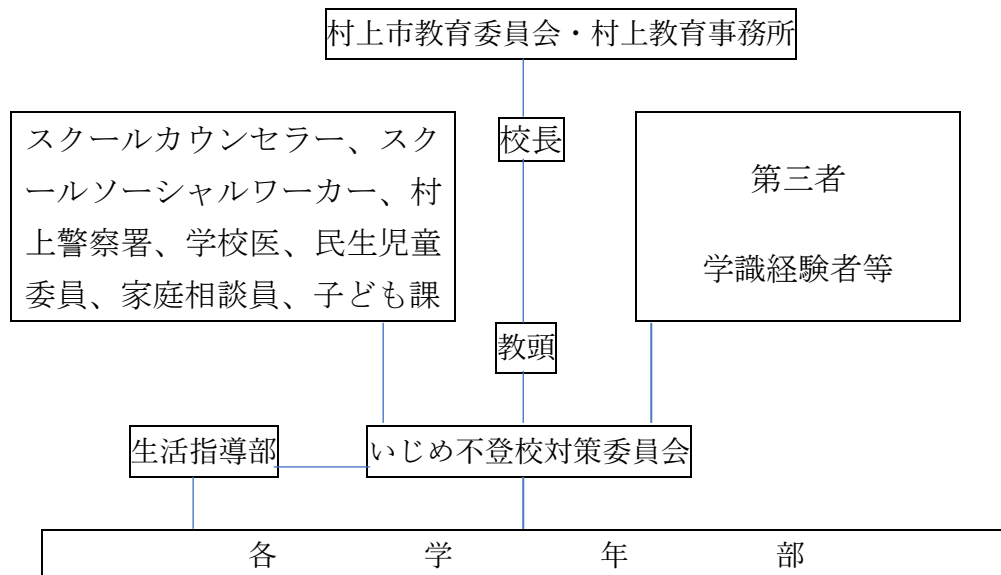
- (1) いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけあいを装って行われたりする等、気付きにくく判断しにくい場合が多いことから、日頃から児童生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって的確に関わり、積極的な認知に努める。
- (2) いじめの兆候をいち早く把握できるよう、学校の様子を注意深く観察したり、家庭と連携し家庭での様子を把握したりする。また、気になったことを職員間で連絡し合う等情報共有に努める。
- (3) 定期的かつ効果的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口等の周知により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (4) インターネット上のいじめは、学校、家庭及び地域社会に多大なる被害を与える可能性があること等、深刻な影響を及ぼすことから、学校、家庭及び地域が連携して対応していく。

【早期発見行動計画】

- (1) 学校生活全体を通して、子どもに寄り添う指導を心掛け、児童観察を通した早期発見への取組
- (2) 保護者と信頼関係を深め、情報の収集を通した早期発見への取組（個別懇談、連絡帳、電話連絡、「子どもとともに1・2・3運動」）
- (3) アンケート調査の実施（生活アンケート：毎月、学校生活調べ：年3回、保護者アンケート：7月、12月）
- (4) 教育相談の実施（年2回）
- (5) ほっとコミュニケーション集会活動の実施（集会、小中連携事業）
- (6) 児童に対する「24時間いじめ相談ダイヤル」の周知

【いじめ不登校対策委員会】

- (1) 管理職、生活指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、関係学級担任等
- (2) 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、村上警察署、民生児童委員、家庭相談員等
- (3) 重大事態対応の調査組織には、別に第三者や学識経験者等



4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）

- (1) いじめの疑いを発見・通報を受けた場合には、直ちに、いじめを受けたとされる児童及びいじめの疑いを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童に事情を確認した上で適切に指導する。速やかに学校いじめ対策組織を中核として組織的に対応し、いじめを受けた児童及びいじめの疑いを知らせてきた児童を徹底して守り通す。
- (2) いじめを行った児童に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、当該児童が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。
- (3) いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされており、いじめ類似行為にあつては、以下の①により解消を判断する。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること
いじめを受けた児童に対する心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月とし、いじめ不登校対策委員会がそれ以上の期間が必要だと判断した場合は、より長期の期間とする。
 - ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを、被害児童と保護者との面談等で確認し、認められること。
いじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、各教職員は、当該いじめのいじめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察しなければならない。
- (4) いじめの認知を村上市教育委員会に報告するとともに、指導の方向性、保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用等について相談する等、緊密に連携する。また、集められた情報は、個別の児童ごと等に記録し、その記録は5年間保存し、児童の進学・進級や転学に当たって適切に引き継ぎ、情報提供を行う。
- (5) いじめを認知したら、関係の児童や家庭間での解決を図るだけでなく、いじめの内容によっては、学校運営協議会やPTAとも協議する。その際には、個人情報やプライバシーの扱いを慎重にする。特に、いじめを受けた児童の保護者に対しては、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、誠意ある対応に心がけ連携を図る。

【いじめ措置行動計画】

- (1) いじめの事実確認（担任、学年主任、生活指導主任、級外職員等）
- (2) 被害児童やその保護者に対する支援（担任、学年主任、管理職、生活指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等）
- (3) 加害児童に対する指導やその保護者に対する助言（担任、学年主任、管理職、生活指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等）
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われる場合の関係機関との連携（警察、村上市教育委員会指導主事等）
- (5) 学校運営協議会やPTA等を活用した、いじめの問題など学校が抱える問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりの推進

5 重大事態への対処（設置者の指導・支援のもとで対応）

【重大事態の意味】

- (1) 児童が自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大な傷害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合（ズボン降ろしを含む）
- (5) 一定期間（年間30日を目安）連続して欠席しているような場合

- (1) 重大事態と思われる事案が発生した場合は、直ちに村上市教育委員会に報告する。
- (2) 報告事案が重大事態であると判断した場合は、村上市教育委員会の指導の下、当組織を母体とし、適切な方法により調査を行う。
- (3) 被害児童から聞き取り等をする場合は、被害児童を守ることを最優先として調査を行う。
また、児童の状況に応じた継続的なケアに努め、学校生活復帰の支援や学習の支援等を行う。
- (4) 自殺が起きた場合の調査は、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮して調査を行う。
- (5) 当調査に係わる事実関係を、被害児童及びその保護者に対し適切に提供する。その際は、村上市教育委員会の指導の下、プライバシー等を十分配慮し提供する。

【重大事態対応行動計画】

- (1) 設置者への報告
- (2) 調査組織の設置（第三者の参加）
- (3) 事実関係明確化のための調査の実施
- (4) 情報の適切な提供（被害児童及びその保護者）
- (5) 設置者への調査結果の報告
- (6) 調査結果を踏まえた必要な措置

6 その他

- (1) インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ（「いじめ類似行為」含む）防止のために、毎年、専門業者や警察等を講師に招き、「インターネットやスマートフォン等を利用したいじめ防止教室」を開催する。保護者への啓発活動も積極的に行う。
- (2) 学校いじめ防止基本方針は、入学時・各学年の開始時に、児童、保護者、関係機関等に説明する。学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が基本方針の内容を容易に確認できるようにする。